

本所々藏「長福寺文書」について

黒川高明

本文書は昭和五十年一月、文京区湯島二丁目に在住の島本松雄氏によつて寄贈されたものである。

長福寺（京都市右京区梅津中村町）は現在、臨済宗南禪寺派に属する寺院であるが、創建当時は天台宗であり、南北朝期に豊前左衛門清景が堂宇を建興して、月林道皎を請じて中興開山とし、この時臨済宗に転じたものである。

長福寺文書は、現在同寺に所蔵される文書と、東京大学文学部国史研究室、及び島本氏寄贈の長福寺文書等の二様に大別される。長福寺所蔵文書は綸旨・院宣を始め、寺領諸職の相伝に関する文書類であり、本所に架蔵される影写本四冊（一九六点）がこれにあたる。また国史研究室の所蔵する文書は、長福寺が所領の集積を行なう過程を示す売券と、それによつて伴なう証文類が主なもので、平安末期より江戸期に至る文書群である。島本氏寄贈の文書は左に示すように、弘長三年十二月十六日付智性田地売券より始まり、文明肆季八月一日付慈相寄進状に至る十七点であるが、国史研究室所蔵文書と類を同じくする文書と考えられる。

一 智性田地売券（一紙）

〔端裏書〕
「ゆてんてつきま」

賣渡廣隆寺湯田事

合貳段者

右件田地者、智性相傳私領也、而依有要用、尼妙音房手継證文三通相具、直錢拾陸貫文ニ、限永代所賣渡實也、若不慮外、彼田煩出來者、本錢拾陸貫ヲ可弁者也、但證文ニ見湯田參田（段力）、雖然參段之内貳段ヲ所賣渡也、

仍證文之狀如件、

弘長三年十二月十六日

（繼目裏花押）

智性（花押）

二 国光田地譲状（一紙）

（繼目裏花押）

讓与しりやう田地の事

合貳町陸段者

右件田畠者、國光かせんそさうてんのしりやうなり、仍本けんてつきをあいくして、しそく与一ひやうゑせうになかくゆつりあたうるところ実也、こ日にさらにたのさまだけあるへからず、よてゆつり状件、〔如脱力〕

文永五年七月三日

（繼目裏花押）

国光（花押）

三 源香田地売券

〔端裏書〕
「野遠里卅二坪之内一反」

沽却田地新立券文事

合壹段者

四至本券面在之

在河内国舟南郡野遠里卅二坪之内

右件田地者、源香相傳之領掌之田地也、而依有直要用、死現錢柒貫文相副本券肆通、限永年作手□官神子賣渡事明白也、但有限所當公事者、任庄傍例可弁進者也、仍為後證文新放券文之狀如件、

弘安十年十一月十五日

源香（花押）

うりわたすちの事

合一所 さいしよあやのこうち

ひうかしのといひんかしのとく

よりハにしからすまろよりハひん
かしなか□のほとみなミのつらなり、

くらよりハにしのよりのちの事也、

右件ちば、ようようあるによりて、口四丈一尺九寸をくへ十八丈八寸なり、代セに四拾五貫文に、あきのあさりの御房へえいたいをかきりてうりわたしまいらするところしちなり、本けんてつきたしかにわたしまいらす、きやうこうたのさまたけあるへからす候、

正をう六年三月廿八日

定四郎

（花押）

（端裏書）
「むめつの九郎かやしきのさり状 かりやく四年三七」

さりたてまつるやしき畠の事

合壱所者 在 むめつのくわんをん堂北

しゝさかいへ本けんにみえたり

右件やしき、九郎光吉か重代さうてんしりやうなり、ゑうようあるによて、四条ほりかわのあねんの御房ニ、本けんてつきたらをあいそへて、しづにをきてひさしくなるといふとも、うけ候へきちからなきあいた、はなち状をたてまつるところ實也、さらにのちのいらんわづらい申へからす候、仍はなち状如件、

嘉曆四年三月七日

はたの光吉（略押）

八 西法請文

（端裏書）
「むめつの源次入道西法請文 嘉曆四八一一 百姓請狀」

申請左馬れう田下さくしきの事

合貳段者 あさなはかま田

六 寛成田地壳券

源太郎明友（略押）

九郎光吉（略押）

右衛門尉久時（花押）

（端裏書）
「しょうとの きやうてんじうらるゝとき これへのけいやくの狀 元應一八二」

右田地者、先祖相傳之地也、然而亡父成願房之時草部宗成ニゆつり与早、宗成又藥王丸ニゆつる所ニ、藥王丸于時出雲より買めされ候了、且西法

契約申中御門町の西明房へ沽却田地廣溝肆段基副參段事
（幕カ、下同ジ）

右於廣溝肆段者、寛成為賣主、代錢參拾陸貫文仁天候、請取了、是惣社經田上田四段事仁天候、毎年段別所當米壹石斗定、請析百文、藁拾束、永代無懈怠西明房へ可弁沙汰候也、於基副參段者所當已下、西明御分仁被沽却之上者、不可及子細候、兩方一紙之賣文仁天候間、如此契約申候也、子孫不可背此契状候、且賣文仁寛成加判形候上者、不及子細候、仍為後日状如件、

元應貳年八月二一日

寛成（花押）

七 はたの光吉屋敷畠地壳券

（端裏書）
「むめつの九郎かやしきのさり状 かりやく四年三七」

さりたてまつるやしき畠の事

合壱所者 在 むめつのくわんをん堂北

しゝさかいへ本けんにみえたり

御口入を申候あいた、建仁の讓状壹通そへ進之上者、自然のわづらい
てき候へん時ハ、手繼木調て可明申候、爰先祖のよしみふかく且便□地
馬代壹貫文御立用之上ハ、一切地主ニかけ申ヘからす候、作人のさした申
候てわきまゑ申ヘく候、地主御得分ハ今年より毎年八斗淀閑舛、藁十束
けたいなくわきまゑまいらせ候へく候、仍うけふミの状如件、
嘉曆四年八月十一日

賣渡 私領田地事

合大者

在葛野郡左馬寮内大涌寺田字号琵琶類四至見本券

右件田地者、西法(俗名)経宗、相傳之私領也、而依有要用、直錢八貫文相副本券
一通、限永代、空覺御房所奉沽却之實也、雖可相副讓狀、依有自余地類
不渡之、仍案文封裏所副渡也、向後更不可有他妨、若万一煩出来之時者、
為賣主之沙汰、可明申之、尚若不事行者、以本錢一倍可糾返者也、縱又

雖有御德政之法出来、事於此田地者、全不可悔返者也、仍為後日賣券之
状如件、

元德貳年二月十六日

沙弥西法(花押)

同子息大夫太郎(略押)

(略押)

九 慶舜田地壳券
沽却 私領田地事

在山城國葛野郡左馬寮領内

四至見本券

字号榜田

右田地者、童名(藥王丸)慶舜重代相傳之私領也、而依要用、直錢拾貳貫文、限
永代、相副次第證文、空覺御房仁所令沽却實也、向後更不可有他妨、若
稱本主有致煩輩者、為賣主口入人之沙汰、可明申者也、將又仕公家・閑
東、雖有御德政出來、事於此田地者、依彼法全不可悔返、仍為後日沽却
狀如件、

嘉曆四年己八月十一日

慶舜(花押)

妙阿弥陀仏(略押)

虎女(略押)

口入人西法(花押)

口入人大夫太郎(略押)

十 沙弥西法田地壳券

(端裏書)

左馬寮大涌寺田字琵琶類事 元德二十六

(裏書)此内五条口一段(合壹町参段者ノ裏ニアリ)
此内五条口一段慈謫侍者賈徳也 慈謫(花押)

」

右本所役、御米伍石六斗六舛貳合五夕、小公事物三月三日百卅六文・五
月五日七十文、七月十四日盆供(貢十)なすひ十御貢廿四・さゝけ百五十把、八
月・花用途貳百卅文・九月九日百卅六文、十二月節新木十八把・此外わ
ら卅九・ぬか三俵・同廿八日四十五文、此外者更ニ御公事なき下地也、
元德貳年庚午二月廿五日

藤原守元(花押)

十二 慶雅田地壳券

(端裏書)
「觀音田之正文 小分 貞和三九冊」

賣渡

梅宮神領内御本地觀音田事

合小者 字出口墓副

右件田者、依要用候、直錢貳貫文、限永代、所奉賣渡長福寺實也、但於彼地者、本所當貳斗之外、雖一塵無万雜公事地也、末代更不可有煩候、仍為向後明龜賣渡之狀如件、

貞和三年九月卅日

慶雅 (花押)

尊有 (花押)

榮尊 (花押)

慶尊 (花押)

十三 藤原明王女畠地壳券

奉沽却 山門御領山城國高田御庄内梅津

散在畠号源大夫名壹所事

合壹段者

右畠者、本主草部源四郎成時之自手、去正中三年十月之比、手継證文本をそへて、明王女買得領知所無相遠也、而依有用、以代錢伍貫文、所奉沽却長福禪寺也、毎年地子伍百文之外者万雜公事無之、於手継文書者、嘉曆四年三月六日夜強盜人のために被取畢、其段紛失状并本所御下知状未分明也、依有類地不付進正文候、所奉副渡案文二通也、仍為後證文書正文に御裏書をくわへられ候之上者、永代更不可有他妨之狀如件、

貞和四年二月晦日

藤原明王女 (花押)

文和二年八月十八日

うりぬし経時 (花押)

聖贊 (花押)

沽渡

山城國葛野郡梅宮開發新田事

合參段者 見本文書

右田地者、自梅津庄下司行覺之手、嵯峨成法身院買得相傳之地也、而以直錢貳拾貫文、相副證文等目六在別紙所沽渡梅津長福禪寺也、次就此田地事於近衛前閑白家雖及訴訟、令沽却此地之上者、向後不可致訴訟、若替面寄事於左右及糾訴者、可為罪科者也、仍沽券如件、

貞和五年九月八日

僧英禪 (花押)

沙門淨尊 (花押)

十五 経時田地壳券

うりわたすしりやう田地の事
あさなたかあせとまうす

合貳段者 しきかいならひに本けりやう
けのねんくうしんけんにこれ

あり

右の田地ハ、經時ちう代さうてんのしりう也、しかるおよう／＼あるによて、代ようとう十六貫文、ゑいたいをかけて、しやけのしんけんをあいそへて、三井のきみの御房きやうゆうにうりわたしてまつるところしち也、もしきやうこうにをしてしそんとかうしていらんわづらいを申ともからいてきたり候ハ、くはうにをしてさいくわに申をこなわれ候へく候、かつうあふけうのしそんとあるへき物也、仍為後日こきやく状如件、

十四 僧英禪田地壳券

十六 僧祐円田地壳券

沽却

私領田地事

合一所肆段內奇西壹段半字新御領內廣堤

四至堺限東溝
限西仟佰限北水寮

右所領田地者、僧祐圓重代相傳之私領也、而依有直要用、現錢拾貫文仁、
成就寺旦那如等比丘尼手繼相傳文書相制(副)、限永代沽却申所實也、於彼名
田者不可有本所ノ當臨時課役者也、為其所役故自東二段半去進上者、
更無煩儀者也、西壹段半名主得分之間、每年所當以壹石七斗定納米者
也、自若本所万一煩申事候者、書分之文書等相制進上者、更無子細者
也、其外親類兄弟他人妨不可有者也、若復彼外仁六年內不思儀煩出來候
者、以本錢壹倍、為口入人藤太郎沙汰可還進者也、仍為向後龜鏡沽却狀
如件、

応安四年辛亥十月廿三日

賣主僧祐圓（花押）

嫡子僧嚴圓（花押）

次男祐嚴（花押）

請人藤太郎（花押）

十七 慈柏田地寄進狀

〔端裏書〕

〔慈柏知客寄進狀〕

馬司貳段作職土賣憲解 文明建季壬辰八月一日」

奉寄進田地之事

合貳段者在所者梅津下庄内字号馬司

右件田地者、為二親虛庵道清禪門寬正貳年辛巳五月廿八日
貳通 梅津藏龍院江永代奉寄進之處實正明白也、但本所慈諒侍者知行也、
聊無萬難公憂、然作得分之土貢者、每年久我斟定段別五斗充以上壹斛分
可被納之也、猶以於每年月忌日者、斎供無退轉遭當備者、施主願心可為
本望者也、仍而為後日龜鑑寄進狀如件、

文明建季壬辰八月一日

施主
慈柏（花押）